

倉敷市消防告示第1号

倉敷市消防局安全・安心な施設情報の発信事業に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月5日

倉敷市消防局長 松浦 祥裕

記

倉敷市消防局安全・安心な施設情報の発信事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物及び大規模な防火対象物の防火及び防災（以下この条において「防火等」という。）に関する安全対策の重要性に鑑み、防火管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その施設情報を利用者等に発信することにより、防火等に関する安全体制の確立を図り、地域社会と連携して安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(情報発信の対象)

第2条 安全・安心な施設情報の発信事業の対象は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の5により自衛消防組織の設置が義務付けられ消防法施行令第4条の2の4で定める防火対象物（以下「自衛消防組織設置対象物」という。）とする。

(情報発信の基準)

第3条 情報発信の基準は、自衛消防組織設置対象物が法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の防災管理点検制度の特例が認定されていること（法第8条の2の2第1項の防火対象物点検制度の対象施設にあつては、法第8条の2の3第1項の防火対象物点検制度の特例が認定されていること。）とする。

(情報の発信方法及び発信内容)

第4条 前条の基準に適合する施設情報は、次に掲げる事項を消防局ホームページに掲載することで発信する。

- (1) 当該防火対象物の名称及び所在地
- (2) 認定された特例の種類（法第8条の2の3第1項の防火対象物点検制度の特例又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の防災管理点検制度の特例）

(3) 特例ごとの認定年月日

(発信内容の削除)

第5条 前条の規定により情報が発信されている防火対象物について、法第8条の2の3第4項、第5項又は第6項のいずれかに該当したとき（法第36条第1項において準用する場合を含む。）には、当該防火対象物の発信内容を削除する。

(発信内容の変更)

第6条 第4条の規定により情報が発信されている防火対象物の関係者は、その発信されている内容について変更しようとする場合には、遅滞なく消防署長に届け出なければならない。ただし、既に法に基づく届出がなされている場合は、当該届出をもって本条の届出に代えることができる。

(情報発信の事務)

第7条 自衛消防組織設置対象物が第3条に定める基準を満たしたとき、消防署長は第4条の発信内容を予防課長へ報告し、予防課長は当該情報を速やかに消防局ホームページに掲載するものとする。

附則

この要綱は、平成30年3月5日から施行する。